姫路市学校給食用物資登録基準

姫路市教育委員会 健康教育課

くはじめに>

安全安心な学校給食を提供するには、使用する食材について安全性等を確保する必要があります。姫路市では学校給食で使用する主な加工食品食材等について、成分・品質・規格・産地(地産地消の観点から姫路市産、県産、国産を優先)・安全性及び作業性等学校給食での使用に適していると認定した給食用物資について、「姫路市学校給食用物資登録表」に登録し、登録のある物資(以下「登録物資」といいます。)の中から調達することを基本とします。

本基準は、「登録物資」の基準を定めたもので、「姫路市学校給食用物資登録表」に登録できるものは、下記の「登録基準」により審査し決定します。

<登録基準>

- 1 食品衛生法及びJAS法等の関連法規に適合し、安全性に問題のないことや産地、加工地、原材料規格を適宜書類等で証明可能なもの。
- 2 包装資材が、食品衛生法の容器包装規格基準適合品であるもの。
- 3 不必要な食品添加物 (着色料、保存料 (防腐剤)、漂白剤、発色剤) が添加されていないもの。
- 4 原材料にそば、落花生が使用されていないもの。また、そばについては、微量混入(コンタミネーション)もないもの。
- 5 主たる原材料の産地や加工地が国内であるもの。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
- 6 主たる原材料に遺伝子組み換えの原材料を使用していないもの。
- 7 給食実施校で給食を提供するまでの間、適切な品温管理が可能であるもの。
- 8 給食の提供に必要な量が安定的に供給可能であるもの。
- 9 形状、梱包等の規格が大量調理に適していると認められるもの。
- 10 調理実習等により、調理に関する作業性が大量調理に適していると認められるもの。
- 11 教育委員会事務局の求めにより、見本品の提出が可能であるもの。

くその他>

教育委員会事務局が学校給食の実施に必要があると認めるときは、上記の基準にかかわらず、「姫路市学校給食用物資登録表」に登録できるものとする。